

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年12月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600087号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600053号

第1 結論

請求者のA事業所における平成22年7月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年7月から平成24年8月までの標準報酬月額については、9万8,000円から11万円とする。

平成22年7月から平成24年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者のA事業所における平成24年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年9月の標準報酬月額については、9万8,000円から11万円とする。

平成24年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年9月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA事業所における平成26年7月1日から平成27年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年7月から平成27年7月までの標準報酬月額については、9万8,000円から30万円とする。

平成26年7月1日から平成27年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 8 月 21 日から平成 26 年 7 月 1 日まで
② 平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 8 月 1 日まで

A 事業所に勤務していた際の報酬月額が不当に低く届出されており、その結果、標準報酬月額の記録が実際の給与支給額と大幅に相違している。

請求期間について、給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成 22 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、平成 22 年 7 月から平成 24 年 5 月までは 11 万円と記録されていたところ、平成 24 年 6 月 15 日付けで、平成 22 年 7 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられ、厚生年金保険被保険者資格喪失日である平成 27 年 8 月 1 日まで継続していることが確認できる。

また、請求者以外の A 事業所における厚生年金保険被保険者 17 人についても、オンライン記録によると、平成 24 年 6 月 15 日付けで、平成 22 年 7 月 1 日に遡って標準報酬月額を減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書によると、遡及により減額処理された平成 22 年 7 月に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成 22 年 4 月から同年 6 月までは 24 万円、平成 23 年 9 月に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成 23 年 4 月から同年 6 月までは 30 万円の標準報酬月額に相当する給与が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

また、年金事務所が当該減額処理を行う際に作成した経過書によると、当該事業所は従業員と平成 22 年 3 月から委託契約を締結していたところ、当該委託契約により支払う報酬を給与に含めて届け出していたことから、遡及して従業員全員の標準報酬月額を訂正する旨の記載があるが、請求者及び複数の同僚は、「従業員が会社と委託契約していた事実はない。」と陳述している上、B 市から提出された請求者の住民税課税基礎資料及び請求者から提出された源泉徴収票によると、平成 21 年から平成 26 年までの給与収入額は、請求者から提出された給与明細書における各年の報酬額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、年金事務所から提出された当該事業所に係る滞納処分票によると、平成 24 年 6 月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが

確認できる。

一方、請求者に係る当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」という。）は、年金事務所において平成24年6月7日に受け付けられており、6か月以上遡及した届出であることが確認できるところ、社会保険庁（当時）では、厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生防止を目的として、平成21年3月17日付け庁保険発第0317001号「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について」を発出し、特に6か月以上遡及して標準報酬月額の変更処理を行う場合は、「特定遡及処理要領」に基づき「特定遡及処理連絡・確認票」を作成することとされているところ、作成された当該事業所に係る「特定遡及処理連絡・確認票」には事業主及び役員が記載されているが、添付書類である議事録が見当たらない上、当該委託契約を裏付ける資料を確認した形跡もないことから、年金事務所は当該月額変更届の処理において、「特定遡及処理要領」に基づく必要な事実確認を怠ったものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、平成22年7月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の平成22年7月から平成24年8月までの標準報酬月額については、11万円に訂正することが必要である。

2 請求期間①のうち、平成24年9月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月（平成24年4月から同年6月まで）の報酬月額に基づく標準報酬月額は30万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は11万円であることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び清算人は資料が無く不明であると回答しているが、平成24年9月1日から同年10月1日までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることか

ら、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②について、本件請求日においては保険料徴収権が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録の標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されている。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書によると、請求期間②に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成 25 年 4 月及び同年 6 月、並びに平成 26 年 4 月から同年 6 月までの報酬月額は、いずれも 30 万円であることが確認できることから、請求期間②の標準報酬月額は 30 万円に訂正することが必要である。

- 4 請求期間①のうち、平成 21 年 8 月 21 日から平成 22 年 7 月 1 日までの期間及び平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 7 月 1 日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、請求者から提出された給与明細書により事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、給与明細書により確認できる本来の報酬月額に基づく標準報酬月額を下回っている上、オンライン記録における標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600088号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600054号

第1 結論

請求者のA事業所における平成22年7月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年7月から平成24年8月までの標準報酬月額については、9万8,000円から18万円とする。

平成22年7月から平成24年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者のA事業所における平成21年1月1日から平成22年8月1日までの期間及び平成24年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年7月の標準報酬月額については、上記訂正後の標準報酬月額である18万円から19万円とし、平成21年1月から同年8月までの標準報酬月額については18万円から20万円、同年9月から平成22年6月までの標準報酬月額については18万円から19万円、平成24年9月の標準報酬月額については、9万8,000円から18万円とする。

平成21年1月から平成22年7月までの期間及び平成24年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年1月から平成22年7月までの期間及び平成24年9月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成21年1月1日から平成26年7月1日まで

A事業所に勤務していた際の報酬月額が不当に低く届出されており、その結果、標準報酬月額の記録が実際の給与支給額と大幅に相違している。

請求期間について、給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成22年7月1日から平成24年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、平成22年7月から平成24年5月までは18万円と記録されていたところ、平成24年6月15日付けで、平成22年7月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、厚生年金保険被保険者資格喪失日である平成27年8月1日まで継続していることが確認できる。

また、請求者以外のA事業所における厚生年金保険被保険者17人についても、オンライン記録によると、平成24年6月15日付けで、平成22年7月1日に遡って標準報酬月額を減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書によると、遡及により減額処理された平成22年7月に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年4月から同年6月までの期間及び平成23年9月に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成23年4月から同年6月までの期間は、いずれも30万円の標準報酬月額に相当する給与が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

また、年金事務所が当該減額処理を行う際に作成した経過書によると、当該事業所は従業員と平成22年3月から委託契約を締結していたところ、当該委託契約により支払う報酬を給与に含めて届け出していたことから、遡及して従業員全員の標準報酬月額を訂正する旨の記載があるが、請求者及び複数の同僚は、「従業員が会社と委託契約していた事実はない。」と陳述している上、B市から提出された請求者に係る平成22年から平成24年までの期間及び平成26年の住民税課税基礎資料によると、給与収入額は、請求者から提出された給与明細書における各年の報酬額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、年金事務所から提出された当該事業所に係る滞納処分票によると、平成24年6月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

一方、請求者に係る当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」という。）は、年金事務所において平成24年6月

7日に受け付けられており、6か月以上遡及した届出であることが確認できる
ところ、社会保険庁（当時）では、厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の
発生防止を目的として、平成21年3月17日付け庁保険発第0317001号「厚生年
金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理
の徹底について」を発出し、特に6か月以上遡及して標準報酬月額の変更処理を
行う場合は、「特定遡及処理要領」に基づき「特定遡及処理連絡・確認票」を作
成することとされているところ、作成された当該事業所に係る「特定遡及処理連
絡・確認票」には事業主及び役員が記載されているが、添付書類である議事録が
見当たらない上、当該委託契約を裏付ける資料を確認した形跡もないことから、
年金事務所は当該月額変更届の処理において、「特定遡及処理要領」に基づく必
要な事実確認を怠ったものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、平成22年7月1日に
遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る
有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の平成22年7月か
ら平成24年8月までの標準報酬月額については、18万円に訂正することが必要
である。

- 2 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の
訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生
年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内
であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することと
なる。

請求期間のうち、平成22年7月1日から同年8月1日までの期間について、
請求者から提出された給与明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定
又は改定の基礎となる月（平成22年4月から同年6月まで）の報酬月額に基づ
く標準報酬月額は平成24年6月15日付け遡及訂正処理前の標準報酬月額である
18万円を上回る30万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は19万円
であることが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により
確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが必要である。

請求期間のうち、平成21年1月1日から同年4月1日までの期間について、
請求者から提出された給与明細書及びB市から提出された住民税課税基礎資料
によると、請求者は当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬
月額（18万円）を上回る報酬月額（30万5,000円）の支払を受け、当該報酬月
額に基づく標準報酬月額（30万円）より低い標準報酬月額（20万円）に見合う
厚生年金保険料（1万4,996円）を事業主により給与から控除されていたことが
認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び住民税課税基礎資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

請求期間のうち、平成21年4月1日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書によると、請求者は当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（18万円）を超える報酬月額（30万円又は30万5,000円）の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（30万円）より低い標準報酬月額（20万円）に見合う厚生年金保険料（1万4,996円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

請求期間のうち、平成21年9月1日から平成22年7月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月（平成21年4月から同年6月まで）の報酬月額に基づく標準報酬月額は30万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は19万円であることが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが必要である。

請求期間のうち、平成24年9月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月（平成24年4月から同年6月まで）の報酬月額に基づく標準報酬月額は30万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は18万円であることが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び清算人は資料が無く不明であると回答しているが、年金事務所が保管している請求者に係る平成21年から平成26年までの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっている上、給与明細書において確認できる本来の報酬月額に基づく標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び住民税課税基礎資料により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の平成21年1月1日から平成22年8月1日までの期間及び平成24年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、平成24年10月1日から平成26年7月1日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、請求者から提出された給与明細書により事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、給与明細書により確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額を下回っている上、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600090号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600055号

第1 結論

請求者のA事業所における平成22年7月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年7月から平成24年8月までの標準報酬月額については、13万4,000円から26万円とする。

平成22年7月から平成24年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者のA事業所における平成21年1月1日から平成22年8月1日までの期間及び平成24年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年7月の標準報酬月額については、上記訂正後の標準報酬月額である26万円から44万円とし、平成21年1月から同年8月までの標準報酬月額については26万円から47万円、同年9月から平成22年6月までの標準報酬月額については26万円から44万円、平成24年9月の標準報酬月額については、13万4,000円から26万円とする。

平成21年1月から平成22年7月までの期間及び平成24年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年1月から平成22年7月までの期間及び平成24年9月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成21年1月1日から平成26年7月1日まで

A事業所に勤務していた際の報酬月額が不当に低く届出されており、その結果、標準報酬月額の記録が実際の給与支給額と大幅に相違している。

請求期間について、給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成22年7月1日から平成24年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、平成22年7月から平成24年5月までは26万円と記録されていたところ、平成24年6月15日付けで、平成22年7月1日に遡って13万4,000円に引き下げられ、平成25年9月1日まで継続していることが確認できる。

また、請求者以外のA事業所における厚生年金保険被保険者17人についても、オンライン記録によると、平成24年6月15日付けで、平成22年7月1日に遡って標準報酬月額を減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書によると、遡及により減額処理された平成22年7月に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年4月から同年6月までの期間及び平成23年9月に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成23年4月から同年6月までの期間は、いずれも50万円の標準報酬月額に相当する給与が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

また、年金事務所が当該減額処理を行う際に作成した経過書によると、当該事業所は従業員と平成22年3月から委託契約を締結していたところ、当該委託契約により支払う報酬を給与に含めて届け出していたことから、遡及して従業員全員の標準報酬月額を訂正する旨の記載があるが、請求者及び複数の同僚は、「従業員が会社と委託契約していた事実はない。」と陳述している上、B市から提出された請求者の所得証明書によると、平成21年から平成23年までの所得の内訳は給与収入のみであるところ、各年の給与収入額は、請求者から提出された給与明細書における各年の報酬額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、年金事務所から提出された当該事業所に係る滞納処分票によると、平成24年6月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

一方、請求者に係る当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」という。）は、年金事務所において平成24年6月7日に受け付けられており、6か月以上遡及した届出であることが確認できると

ころ、社会保険庁（当時）では、厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生防止を目的として、平成 21 年 3 月 17 日付け庁保険発第 0317001 号「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について」を発出し、特に 6 か月以上遡及して標準報酬月額の変更処理を行う場合は、「特定遡及処理要領」に基づき「特定遡及処理連絡・確認票」を作成することとされているところ、作成された当該事業所に係る「特定遡及処理連絡・確認票」には事業主及び役員が記載されているが、添付書類である議事録が見当たらない上、当該委託契約を裏付ける資料を確認した形跡もないことから、年金事務所は当該月額変更届の処理において、「特定遡及処理要領」に基づく必要な事実確認を怠ったものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、平成 22 年 7 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の平成 22 年 7 月から平成 24 年 8 月までの標準報酬月額については、26 万円に訂正することが必要である。

- 2 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間のうち、平成 22 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月（平成 22 年 4 月から同年 6 月まで）の報酬月額に基づく標準報酬月額は平成 24 年 6 月 15 日付け遡及訂正処理前の標準報酬月額である 26 万円を上回る 50 万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 44 万円であることが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、44 万円とすることが必要である。

請求期間のうち、平成 21 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び B 市から提出された所得証明書によると、請求者は当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（26 万円）を上回る報酬月額（50 万 3,600 円）の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（50 万円）より低い標準報酬月額（47 万円）に見合う厚生年金保険料（3 万 5,240 円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び所得証明書により推認できる厚生年金保険料控除額から、47 万円とすることが必要

である。

請求期間のうち、平成 21 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書によると、請求者は当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（26 万円）を上回る報酬月額（50 万 3,600 円）の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（50 万円）より低い標準報酬月額（47 万円）に見合う厚生年金保険料（3 万 5,240 円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、47 万円とすることが必要である。

請求期間のうち、平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月（平成 21 年 4 月から同年 6 月まで）の報酬月額に基づく標準報酬月額は 50 万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 44 万円であることが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、44 万円とすることが必要である。

請求期間のうち、平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月（平成 24 年 4 月から同年 6 月まで）の報酬月額に基づく標準報酬月額は 50 万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 26 万円であることが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び清算人は資料が無く不明であると回答しているが、年金事務所が保管している請求者に係る平成 21 年から平成 26 年までの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっている上、給与明細書において確認できる本来の報酬月額に基づく標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び所得証明書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 8 月 1 日までの期間及び平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間のうち、平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 7 月 1 日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、請求者から提出された給与明細書により事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、給与明細書により確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額を下回っている上、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600077号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600050号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年1月1日から昭和46年3月1日

私の年金記録には、請求期間における厚生年金保険の加入記録がない。請求期間についてはA事業所に勤務して給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及び請求者の兄の具体的な陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、請求者は、A事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、同事業所は商業・法人登記簿謄本によると、昭和46年2月8日付けで(有)A事業所として法人化されているものの、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると昭和51年12月15日に適用事業所となっており、請求期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、請求期間当時、請求者と一緒にA事業所に勤務していたとする請求者の兄は、請求者と同様に請求期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できず、兄から請求期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述も得られない上、請求期間当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600085号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600051号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月2日から同年8月16日まで
昭和59年4月2日から同年8月16日までA事業所に勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された雇用通知書及びA事業所の回答から判断すると、請求者は、請求期間(昭和59年4月2日から同年5月21日までの雇用期間及び昭和59年5月22日から同年8月16日までの雇用期間)において、賃金雇用者としてA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「各部署の賃金雇用者に関する事務は、人事部で一括して行っていたが、請求者に係る資料が無いため、請求者の請求期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については不明である。」と回答している上、請求者の当該事業所における雇用保険被保険者記録も確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、請求期間及びその前後の期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち20人に照会し、7人から回答を得たものの、当該7人のうち、請求期間中の昭和59年4月9日に当該事業所において、同保険の被保険者資格を取得している者は、「私は、昭和59年1月からA事業所に勤務したが、同年4月に

厚生年金保険に加入するまでの期間は、契約期間が短いアルバイトのような勤務であったため、同保険に加入していなかった。厚生年金保険に加入する前は、給与から同保険料は控除されていなかった。」と陳述しており、他の6人からも、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600086号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600052号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年9月3日から平成26年7月1日まで

A事業所に勤務していた際の報酬月額が不当に低く届出されており、その結果、標準報酬月額の記録が実際の給与支給額と大幅に相違している。

請求期間について、給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の標準報酬月額の訂正について請求しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求者から提出された給与明細書により、請求期間における本来の報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、請求者が、事業主により源泉控除されていたことが確認できる厚生年金保険料は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。